

## 救急救命士の資格を有する救急隊員による救急業務の開始について

消防救第 66 号  
平成4年5月19日

各都道府県消防主管部長あて

消防庁救急救助課長

救急業務の高度化については、「救急隊員の行う応急処置等の基準の一部改正等について」（平成三年八月五日付消防救第七七号各都道府県知事あて消防庁長官通知）等により通知したところであるが、先般、第一回救急救命士国家試験が実施され、その合格者の発表も目前に迫っている。

救急救命士の資格を取得した救急隊員は、除細動等の高度な応急処置を実施することが可能となるが、そのためには医師による指示体制の確立など事前の準備を十分に整えることが重要である。

については、貴職におかれては、下記の事項に特に留意のうえ、管下関係市町村に対し適切な指導等をされ、救急救命士を活用した新たな救急業務の円滑な実施に遺漏なきを期せられるようお願いする。

### 記

- 1 救急救命士の免許は、救急救命士国家試験に合格した者の申請により、救急救命士名簿に登録することにより行われるものであり、従って、救急救命士としての業務開始は、当該登録を受けた後に行うものであるが、業務の開始にあたっては、各消防機関において、あらかじめ次の事項にも十分配慮されたいこと。
  - 1 救急救命士法施行規則第二十一条に定める特定行為（除細動等の高度な応急処置）の実施に必要な具体的な指示を行う医師を二十四時間にわたって確保し、指示を受けられる体制を確立するため、関係医療機関等と十分協議されたいこと。
  - 2 医師（医療機関）と救急救命士（救急隊）との間に、自動車電話又は心電図伝送システム等を準備するとともに、迅速・的確な情報連絡が相互に行えるよう情報提供項目、具体的な指示方法に関する共通の活動基準（マニュアル）等を準備されたいこと。  
なお、消防庁においては、各消防機関の参考に供するため、現在応急処置別活動要領の作成を進めているところであること。
  - 3 救急救命士の資格を取得した救急隊員が新たな救急業務に従事するまでに、関係医療機関等の協力を得て、特定行為に係わる実技訓練等の機会が得られるよう格別の配慮をされたいこと。
  - 4 新たに実施しようとする応急処置等の具体的な内容、使用する資器材等について関係医療機関等の理解を得るよう努められたいこと。
- 2 市町村消防機関における心電図伝送システムの構築、救急救命士に具体的な指示を与える医師（医療機関）の確保については、貴職におかれても都道府県衛生主管部局及び医師会等とも十分協議し、今後における救急業務の高度化の推進計画等も勘案し、積極的に指導されたいこと。
- 3 救急救命士の資格を有する救急隊員に対する処遇に関しては、平成四年度地方財政計画において、他の救急隊員と異なる額の出場手当が計上されているところであるが、各消防機関においてはこれを指針として該当救急隊員の処遇改善について適切な対応を図られたいこと。

# 救急救命士の資格を有する救急隊員に対して行う就業前教育の実施要領について

消防救第 42 号  
平成 6 年 4 月 1 日

各都道府県消防主管部長あて

消防庁救急救助課長

標記の件については、「救急救命士の資格を有する救急隊員による救急業務の開始について」（平成四年五月十九日付消防救第六十六号各都道府県消防主管部長あて消防庁救急救助課長通知）により、既に通知したところであるが、救急活動現場において傷病者に対し迅速かつ的確な特定行為を行うためには、より一層の就業前教育の充実を図る必要があることから、このたび、別紙のとおり就業前教育実施要領を定めたところである。

貴職におかれては、その趣旨を十分に踏まえ、救急救命士の資格を有する救急隊員に対する就業前における教育のより効果的な実施が図られるようお願いする。

については、貴管下市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）にもこの旨周知するとともに、よろしくご指導願いたい。

別 紙

就業前教育実施要領

## 1 目的等

(1) 救急救命士の資格を取得した後に救急隊員が救急救命士として救急業務を開始するに当たり、救急救命士法第二条第一項に定める救急救命処置が救急活動現場において傷病者に対し迅速、的確に実践されるよう能力の更なる向上を図るものである。

(2) 就業前教育の内容は、症例研究、資器材の習熟訓練等消防機関で行うことが可能な教育及び医療機関の協力を得て病院実習として行う教育とする。

特に病院実習は、①傷病者の受入れ後の処置を含めた救急医療の現状の理解、②救命救急センター等での医師の指導下における救急救命処置の修練等とおし医師、看護師等との信頼関係を築くことが研修成果として期待される。

## 2 病院実習を行う医療機関

病院実習を行う医療機関は、救急救命処置が医師・看護師との連携、信頼関係のもとに始めて円滑に行われるものであることから、救急救命士が実際に救急活動を行う地域にある救命救急センター（救命救急センターが存在しない場合には、次の就業前教育カリキュラムを勘案して、必要な教育を受けることが出来る医療機関）とする。

### 3 就業前教育カリキュラムの内容

	項 目	内 容
消防機関において行う教育訓練	症例研究	救急救命士による活動事例の症例研究 (医師の指導)
	救急自動車乗務実習等の訓練	救急救命士以外の救急隊員との連携訓練、救急救命士が乗務している救急自動車での救急救命処置の実習
	救急救命処置に係る資器材の習熟訓練	バイタルサイン等の伝達訓練、様々な状況を想定した資器材の習熟訓練
医療機関において行う病院実習	指示を行う医師との情報連絡を想定した訓練	バイタルサインの観察、心電図波形の観察（心停止、重症不整脈等）と伝送要領訓練
	救急救命処置に係る資器材の習熟訓練	特に医師の指導による救急救命処置に関する医学知識と技術の習得
	傷病者搬送時における研修	傷病者の受入れ対応要領（受入れ時に実施される各種検査等の見学を含む）
	各種検査要領の実習等	各種資器材の消毒、滅菌、感染防止、手術や緊急検査の見学等（尿検査、血液検査、血液交叉試験、エックス線検査、CT及び心エコーの基礎等） 小児疾患の対応、婦人科疾患の対応、分娩介助、重症患者の監視、各種医療処置の理解

#### 4 病院実習の細目

	実習細目	実習水準	目標回数
1	バイタルサインの観察（血圧、脈拍、呼吸数など）	I	15
2	身体所見の観察（視診、触診、聴診など）	I	15
3	モニターの装着（心電図、パルスオキシメーターなど）	I	15
4	酸素投与	I	10
5	バッグマスクによる人工呼吸	I	3
6	経口・経鼻エアウェイによる気道確保	I	3
7	気管内挿管	II	3
8	食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保	I	3
9	気道内吸引	I	10
10	喉頭鏡の使用	I	3
11	人工呼吸器の使用	III	-
12	胸骨圧迫	I	3
13	開胸心マッサージ	III	-
14	抹消静脈路確保と輸液	I	10
15	点滴ラインの準備	I	10
16	中心静脈確保	III	-
17	血糖測定	I	5
18	輸血	II	3
19	除細動	I	10
20	エピネフリンの使用	I	10
21	ブドウ糖溶液の使用	I	3
22	薬剤（エピネフリンとブドウ糖溶液以外）の使用	III	-
23	循環補助（ペースメーカー、IABP）	III	-
24	創傷の処置	II	3
25	骨折の処置	II	3
26	胃チューブ挿入	II	3
27	胸腔ドレナージ	III	-
28	ナーシングケア（清拭、体位変換など）	I	10
29	精神科領域の処置	I	3
30	小児科領域の処置	I	3
31	産婦人科領域の処置	I	3
備考1	実習水準は、以下のとおりとする。 I：指導者の指導・監視のもとに実施が許容されるもの II：指導者の指導・監督のもとに医行為を行う者を介助するもの III：見学にとどめるもの		
備考2	目標回数は、実習細目の中で実施水準I、IIに係る回数であり、この目標回数には救急救命士の養成課程中に実習を行った回数を含めることができる。		

#### 5 就業前教育実施上の留意事項

- (1) 症例研究は、救急救命士により救急救命処置の行われた事例を中心に、医師の指導の下で行うこと。
- (2) 救急救命士以外の救急隊員との連携訓練にあつては、救急活動をとおして救急救命処置等を実施する場合の活動手順について確認を行うこと。
- (3) 救急自動車乗務実習を行うにあつて、救急自動車に救急救命士が乗務していない消防本部の消防長は、隣接の消防本部等の協力を得て実習を行うよう努めること。

- (4) 病院実習はバイタルサインの観察の習熟、処置・検査等の理解及び医師の指導下における救急救命処置の修練を目的として実施すること。
- (5) 医療機関において行う病院実習で使用する資器材については、原則として消防機関が所有する資器材を使用するものとする。ただし、消防機関に資器材が整備されていない場合又は医療機関の資器材を活用することにより、より実習効果があがるような場合には、当該医療機関と協議の上で決めること。
- (6) 消防長は、本就業前教育を免許登録後速やかに実施するよう具体的なカリキュラム等の整備に努めること。

#### 6 実習病院当たりの受入れ研修生数

受入れ医療機関により実習等十分な教育を受けることが可能な人員とする。

#### 7 研修期間

研修期間は、カリキュラムの内容からしておおむね一か月ないし二か月を必要とするが、消防機関において行う教育訓練にあつては、一日当たり八時間以上として七日間（これにより難しい場合は五十六時間）以上実施するものとし、このうち三日間（一日当たり四時間）以上を症例研究に当てるものとする。

また、医療機関において行う病院実習にあつては、百六十時間以上の実施に努めるものとする。

#### 8 実施方法

- (1) 研修期間中は、救急救命士が本研修に専念できるよう十分に配慮するものとする。
- (2) 就業前教育を実施するに当たっては、それぞれの地域の実情に応じて、都道府県又は他の消防機関等との連携・協調を図るなどして本教育が効率的かつ効果的に行われるようその方策について配慮するものとする。
- (3) 消防長は就業前教育が修了した場合には、その教育内容について確認を行い記録、保存しておくものとする。